

**第4次久慈市地球温暖化対策実行計画
【事務事業編】改定版**

久慈市

目次

第1章	計画の基本的事項	1
1	計画策定の背景	1
(1)	気候変動の影響	1
(2)	地球温暖化対策を巡る国際的な動向	1
(3)	地球温暖化対策を巡る国内の動向	1
2	基本的事項	3
(1)	計画の位置づけ	3
(2)	計画の対象範囲	3
(3)	計画の期間等	4
(4)	対象とする温室効果ガス	4
第2章	温室効果ガスの排出状況	5
1	久慈市のこれまでの取組み	5
(1)	これまでの取組み状況	5
(2)	第4次計画における当初目標の達成状況	5
2	温室効果ガスの排出状況	6
(1)	温室効果ガス排出量の算定方法	6
(2)	温室効果ガスの排出状況	6
(3)	二酸化炭素(CO ₂)の排出状況(エネルギー区別の状況)	7
(4)	二酸化炭素(CO ₂)の排出状況(施設区別の状況)	8
(5)	二酸化炭素(CO ₂)以外の排出状況	9
第3章	温室効果ガス排出削減の目標と取組み	10
1	温室効果ガスの排出削減目標	10
(1)	目標設定の考え方	10
(2)	温室効果ガスの削減ポテンシャル	10
2	目標達成に向けた取組み	11
(1)	取組みの基本方針	11
(2)	日常の事務・事業に関する取組み	11
(3)	施設整備に関する取組み	13
第4章	計画の推進と進捗管理	15
1	推進体制	15
2	進捗管理	16
(1)	PDCAサイクル	16
(2)	点検・評価・公表	16

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景

(1) 気候変動の影響

地球温暖化問題は、予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021年8月には、IPCC第6次評価報告書第1作業部会報告書が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015年11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2°Cより十分低く保つとともに、1.5°Cに抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、附属書I国（いわゆる先進国）と非附属書I国（いわゆる途上国）という附属書に基づく固定された二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとに貢献（nationally determined contribution）を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しています。

2018年に公表されたIPCC「1.5°C特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を1.5°Cの水準に抑えるためには、CO2排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。

(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向

2020年10月、日本政府は「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。また、翌2021年4月に地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減とし、さらに50%の高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

2021年6月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第54号）では、2050年までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置付け、区域施策編に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。また、国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」が決定され、脱炭素化の基盤となる重点施策（屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等）の実施等が位置付けられています。

2025年2月には、新たな地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、2050年ネット・ゼロの実現や、温室効果ガス削減目標として「2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指す」ことが位置付けられました。また、政府の事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）が改定され、温室効果ガス排出削減目標をこれまでの2030年度までに50%削減（2013年度比）に加えて、2035年度までに65%削減、2040年度までに79%削減とすることが掲げられ、目標達成に向けて、引き続き太陽光発電の導入、新築建築物のZEB化、電動車の導入、LED照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府が率先して実行する方針が示されました。

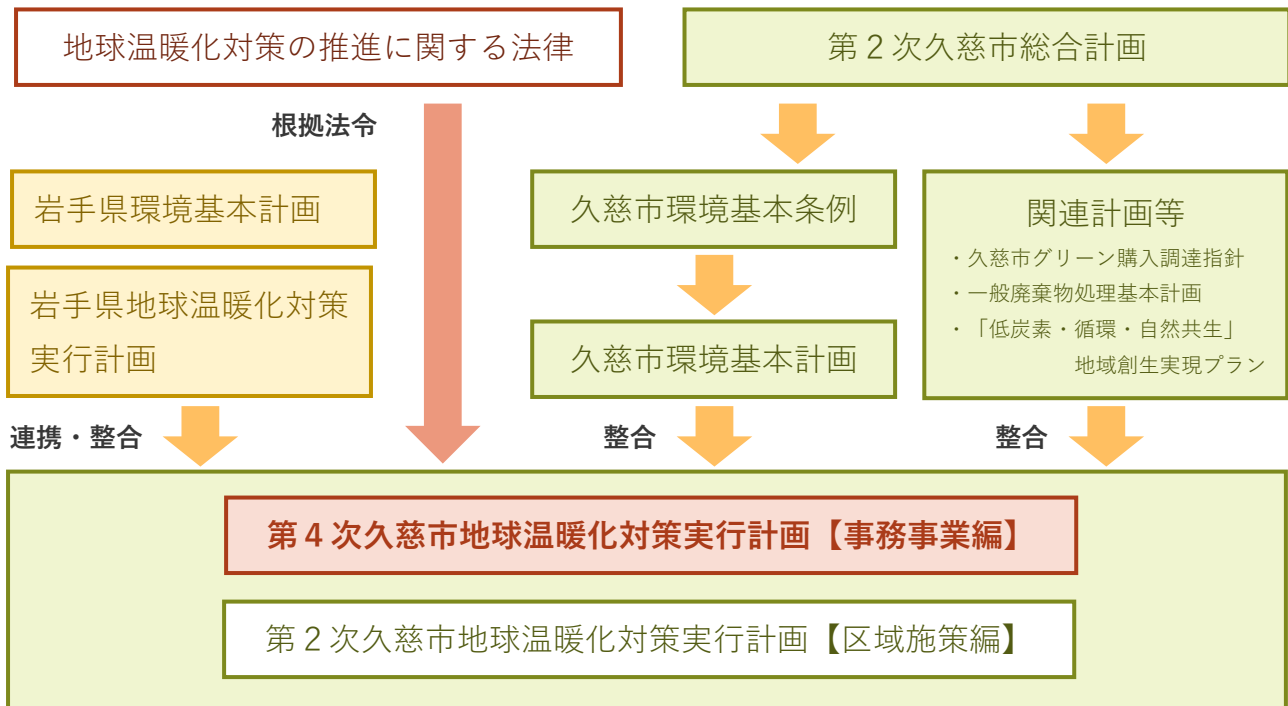
2 基本的事項

(1) 計画の位置づけ

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）（以下、「温対法」という。）第 21 条に基づく地方公共団体実行計画として策定するもので、本市の事務及び事業において省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組みを推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として、同条第 2 項に掲げる事項を定めるものです。

また、本計画は「久慈市総合計画」をはじめとする関連計画等と整合・連携を図り、国が策定した地球温暖化対策計画（2025 年 2 月閣議決定）において掲げる目標に即して「第 4 次久慈市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】」を改定するものです。

本計画の位置づけ



(2) 計画の対象範囲

本計画で対象とする範囲は、本市の全ての事務及び事業を原則とし、本市を構成する組織及び当該組織が管理する施設（指定管理者制度導入施設を含む）とします。

なお、外部委託及び指定管理者制度等により実施する事業は、受託者等に対して、可能な限り温室効果ガス排出削減に向けた措置を講じるよう要請することとします。

(3) 計画の期間等

本計画では、国の地球温暖化対策計画に準拠して、2013 年度を基準年度とします。

本計画の期間は、当初計画に即して 2019 年度～2030 年度までの 12 年間とします。

なお、計画期間中の社会情勢の変化や技術的進歩、実務の妥当性などを踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

計画の基準年度・目標年度

区分	年度
基準年度	2013 年度
目標年度	2030 年度

(4) 対象とする温室効果ガス

本計画の対象とする温室効果ガスは、温対法第 2 条第 3 項で規定する 7 種類の物質とします。なお、パーフルオロカーボン、六ふっ化水素及び三ふっ化窒素は排出量が微量であり、活動量や実測値の把握が困難であるため、算定対象外とします。

対象とする温室効果ガスの種類等

温室効果ガス	主な排出源	算定対象	地球温暖化係数	
			～R5 年度	R6 年度～
二酸化炭素(CO ₂)	化石燃料の燃焼	燃料の使用量	1	1
	他者から供給された電気・熱の使用	電気の使用量		
メタン(CH ₄)	自動車の走行	公用車の走行距離	25	28
	下水等の処理	し尿処理施設の処理量		
	化石燃料の燃焼	燃料の使用量		
一酸化二窒素(N ₂ O)	自動車の走行	公用車の走行距離	298	265
	下水等の処理	し尿処理施設の処理量		
	化石燃料の燃焼	燃料の使用量		
ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)	自動車の走行（自動車用エアコン使用時の排出）	HFC が封入された公用車の台数	1,430 (HFC-134a)	4～12,400
パーフルオロカーボン類(PFCs)	-	-	-	6,630～ 11,100
六ふっ化硫黄(SF ₆)	-	-	-	23,500
三ふっ化窒素(NF ₃)	-	-	-	16,100

※地球温暖化係数は、二酸化炭素を基準として各物質が地球温暖化に与える影響の大きさを示す値

第2章 温室効果ガスの排出状況

1 久慈市のこれまでの取組み

(1) これまでの取組み状況

本市では、市における全体的な環境保全を目的として、2003年9月に「環境基本条例」を制定し、2009年3月に「環境基本計画」を策定して取組みを進めてきました。

地球温暖化対策に関しては、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく推進計画として、旧久慈市と旧山形村が合併した2006年3月に「新久慈市地球温暖化対策推進実行計画」（計画期間：2008年度～2010年度）を策定し、省エネルギー行動の実践等の取組みを展開。順次、2016年3月に「第3次久慈市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】」（計画期間：2016年度～2020年度）、2019年3月に「第4次久慈市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】」（計画期間：2019年度～2030年度）を策定し、省エネルギー行動の啓発や公共施設における省エネルギー化改修や再生可能エネルギーの導入、再生可能エネルギー地産地消の推進等の取組みを継続してきました。

(2) 第4次計画の当初目標の達成状況

第4次計画の当初目標においては、2030年度の温室効果ガス排出量の目標値を7,029t-CO₂、削減量は2013年度比で4,510t-CO₂と設定していました。これに対し、2023年度の実績値における削減量は2013年度比で3,912t-CO₂、目標値に対する充足率は86.7%となり、当初目標の達成に向けて順調に進捗している状況でした。

第4次計画における当初目標

種別	基準値 (2013年度)	目標値 (2030年度)	目標削減率	直近の実績値 (2023年度)
二酸化炭素 (CO ₂) [公用車以外]	10,793	6,476	40.0%	7,136
二酸化炭素 (CO ₂) [公用車]	665	479	28.0%	369
メタン (CH ₄)	21	18	12.3%	35
一酸化二窒素 (N ₂ O)	57	54	6.1%	85
ハイドロフルオロカーボン (HCFs)	3	3	-	3
合計	11,539	7,029	39.1%	7,627

※表中の値は、端数処理に伴い合計値と一致しない場合があります。

(単位：t-CO₂)

2 温室効果ガスの排出状況

(1) 温室効果ガス排出量の算定方法

温室効果ガス排出量の算定は、「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」（令和6年4月 環境省）に基づき実施しました。

なお、基準年度の排出量をはじめとする過去の排出量については、「地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体の事務及び事業に係る温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」（平成29年3月 環境省）に基づき算定されています。

(2) 温室効果ガスの排出状況

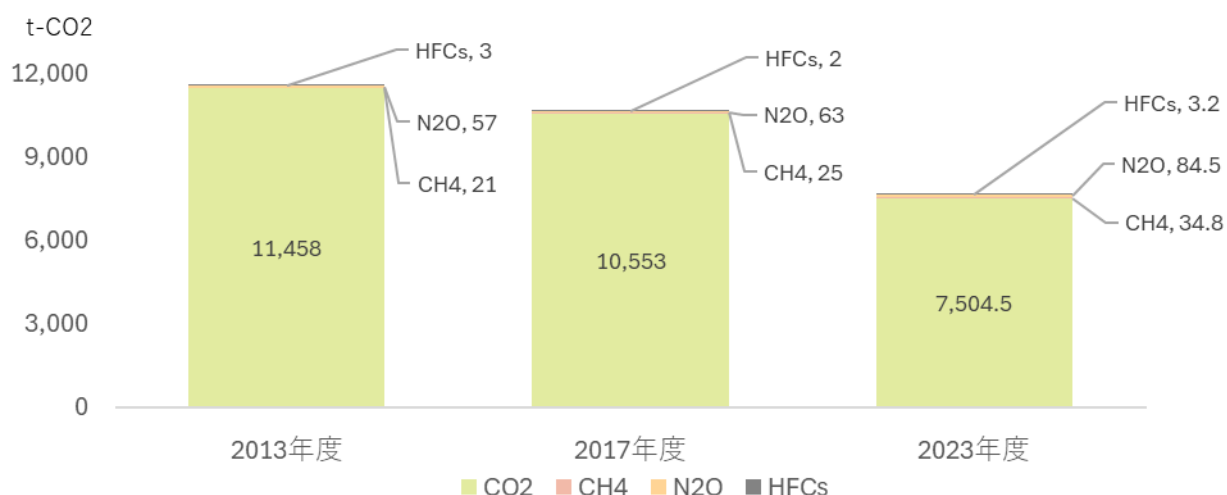
算定を行った温室効果ガス排出量の推移は下表に示すとおりです。排出量全体の98.4%を二酸化炭素が占めています。

温室効果ガス排出量の推移

種別	2013年度	2017年度	2023年度
二酸化炭素 (CO ₂)	11,458	10,553	7,505
メタン (CH ₄)	21	25	35
一酸化二窒素 (N ₂ O)	57	63	85
ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)	3	2	3
総排出量	11,539	10,643	7,627
基準年度との比較	(基準年度)	▲7.8%	▲33.9%

※表中の値は、端数処理に伴い合計値と一致しない場合があります。

(単位：t-CO₂)



(3) 二酸化炭素 (CO₂) の排出状況 (エネルギー区別の状況)

本市の事務及び事業における二酸化炭素の排出は、全て燃料又は電気の使用に伴うエネルギー起源によるものです。区分ごとにみると、電気使用による排出が最も多く、次いで灯油・A重油等の暖房・熱利用によるものが多くなっています。

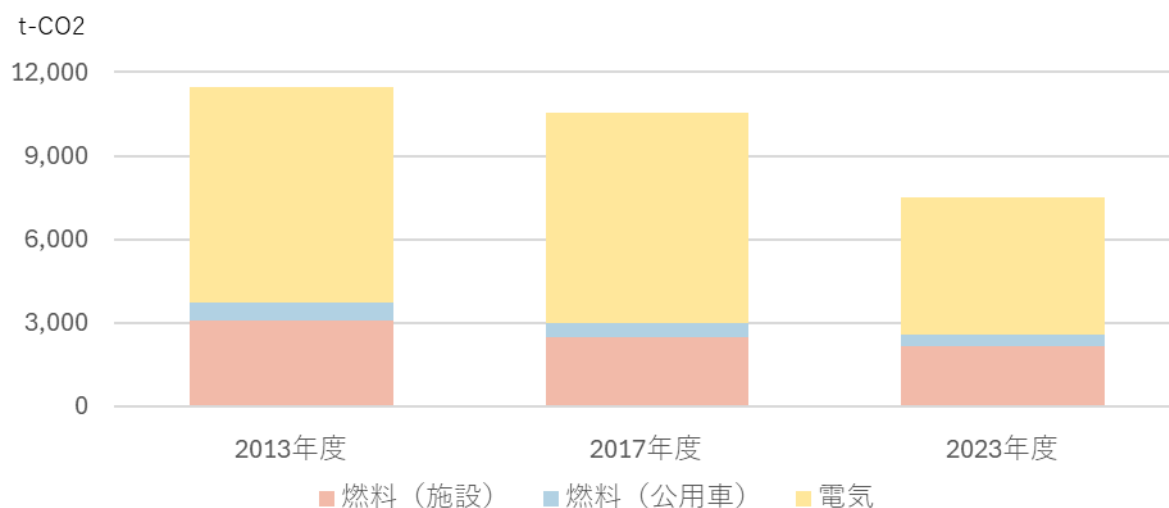
電気使用や公用車使用に伴う排出が着実に減少傾向である一方で、施設における燃料使用に伴う排出は、冬季の気温等の影響による年次変動が大きい傾向にあります。

エネルギー区別の二酸化炭素 (CO₂) 排出量の推移

エネルギー区分		2013年度	2017年度	2023年度
燃料 (施設)	灯油	1,741	1,319	1,153
	A重油	1,226	1,087	889
	LPG	110	95	101
燃料 (公用車)	ガソリン	258	200	178
	軽油	407	276	277
電気		7,713	7,559	4,907
合計		11,455	10,536	7,505
基準年度との比較		(基準年度)	▲8.0%	▲34.5%

※表中の値は、端数処理に伴い合計値と一致しない場合があります。

(単位：t-CO₂)



(4) 二酸化炭素 (CO₂) の排出状況 (施設区分別の状況)

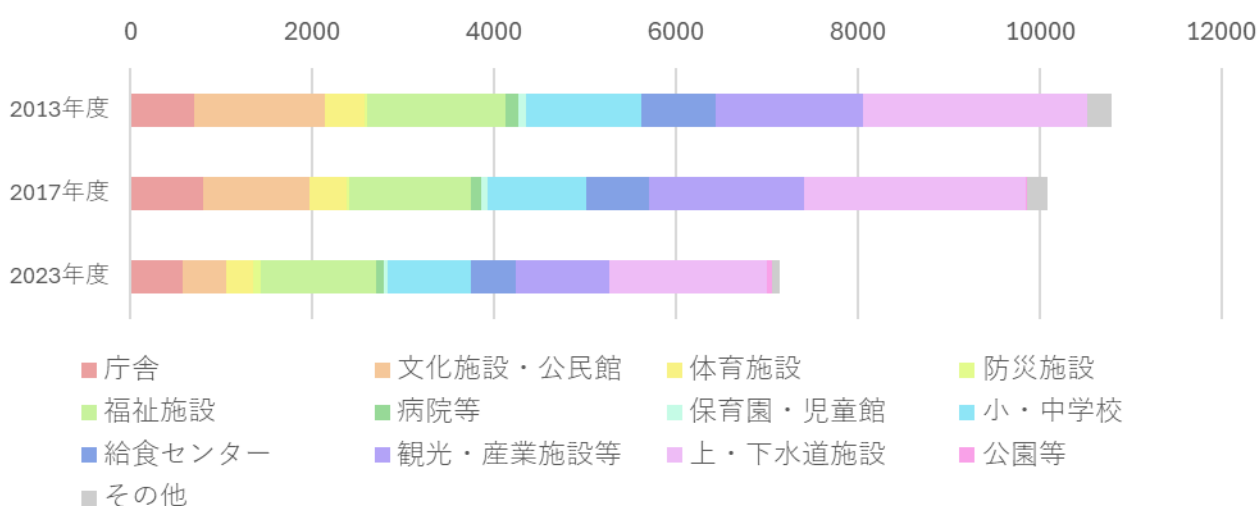
公用車使用を除く施設区分別の排出量は、上・下水道施設や福祉施設、観光・産業施設等からの排出が多い傾向です。増加部分は算定対象施設の追加又は施設区分の変更によるもので、基本的には施設区分に関わらず減少傾向にあります。

施設区分別の二酸化炭素 (CO₂) 排出量の推移 (公用車使用を除く)

施設区分	2013 年度	2017 年度	2023 年度
庁舎	695	794	579
文化施設・公民館	1,444	1,172	468
体育施設	439	407	302
防災施設	24	27	83
福祉施設	1,516	1,345	1,269
病院等	144	115	84
保育園・児童館	80	67	43
小・中学校	1,275	1,086	912
給食センター	819	685	499
観光・産業施設等	1,614	1,712	1,023
上・下水道施設	2,463	2,431	1,742
公園等	10	21	48
その他	269	216	85
合計	10,792	10,078	7,136

※表中の値は、端数処理に伴い合計値と一致しない場合があります。

(単位：t-CO₂)



(5) 二酸化炭素 (CO₂) 以外の排出状況

二酸化炭素以外の温室効果ガスの排出源は、メタン (CH₄) と一酸化二窒素 (N₂O) が下水処理と化石燃料の使用、ハイドロフルオロカーボン (HCFs) が自動車用エアコンディショナーの使用に伴うものです。内訳は下水処理による排出が最も多く、全体の 78.6% を占めています。

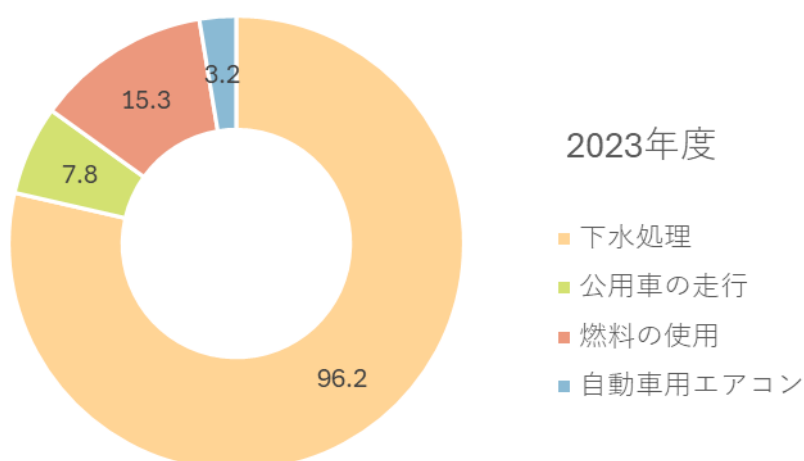
下水処理に伴う排出が増加傾向にあり、水洗化率の上昇による下水処理量の増加が要因として挙げられます。

二酸化炭素以外の排出量の推移

種別		2013 年度	2017 年度	2023 年度
CH ₄	下水処理	19.9	24.3	30.4
	公用車の走行	0.7	0.5	0.4
	燃料の使用 (燃焼)	-	-	4.0
N ₂ O	下水処理	43.1	52.7	65.8
	公用車の走行	14.3	10.5	7.4
	燃料の使用 (燃焼)	-	-	11.2
HFCs	自動車用エアコン	3	2	3.2
合計		81	90	122.4
基準年度との比較		(基準年度)	+11%	+51%

※表中の値は、端数処理に伴い合計値と一致しない場合があります。

(単位：t-CO₂)



第3章 温室効果ガス排出削減の目標と取組み

1 温室効果ガスの排出削減目標

(1) 目標設定の考え方

温室効果ガス排出量の削減目標は、地球温暖化対策計画（令和7年2月18日閣議決定）の部門別・温室効果ガス別の目標と整合を図り、下表に示すとおりとします。

なお、ハイドロフルオロカーボン（HFCs）は、温室効果ガス総排出量に占める割合が軽微であることから、個別の削減率目標は設けないこととします。

温室効果ガスの削減目標値

種別	基準値	目標値	削減割合
二酸化炭素（CO ₂ ） [公用車以外]	10,793	5,289	51.0%
二酸化炭素（CO ₂ ） [公用車]	665	432	35.0%
メタン（CH ₄ ）	21	19	11.0%
一酸化二窒素（N ₂ O）	57	47	17.0%
ハイドロフルオロカーボン（HFCs）	3	3	-
合計	11,539	5,790	49.8%

※表中の値は、端数処理に伴い合計値と一致しない場合があります。

（単位：t-CO₂）

(2) 温室効果ガスの削減ポテンシャル

目標値の設定にあたり妥当性の評価として、排出量の最も大きい「二酸化炭素（CO₂） [公用車以外]」部門の削減ポテンシャル推計を実施しました。推計結果は下表に示すとおりです。

二酸化炭素（CO₂） [公用車以外] の削減ポテンシャル

取組み内容	削減ポテンシャル	
策定時点の低減量（2013年度と2017年度の差分）	715	6.6%
省エネ対策（運用改善、LED改修等）	2,597	24.1%
再エネ導入（太陽光発電設備等）	351	3.3%
電力の排出係数の低減※1	3,172	29.4%
公共施設等総合管理計画に基づく配置適正化等	942	8.7%
合計	7,777	72.1%

※表中の値は、端数処理に伴い合計値と一致しない場合があります。

（単位：t-CO₂）

※1 排出係数は、地球温暖化対策計画で目標値とする0.25kg-CO₂/kWhを使用。

2 目標達成に向けた取組み

(1) 取組みの基本方針

目標の達成に向けては、日常の業務や施設管理等においても職員一人ひとりが高い意識を持ち、温室効果ガスの排出削減につながる取組みを進めます。

また、地球温暖化対策計画において「地方公共団体は、自ら率先的な取組を行うことにより、区域の事業者・住民の模範となることを目指すべき」とされている点を鑑み、本計画では、直接的な温室効果ガス排出削減につながる取組みに加えて、環境保全上必要な取組みを併せて取り上げます。

具体的な取組み事項

日常の事務・事業に関する取組み	施設整備に関する取組み
①電気・燃料使用量の削減 ②省資源・リサイクルの推進 ③グリーン購入の推進 ④イベント等における環境配慮	①施設の新設・更新時の省エネ改修 ②省エネ・再エネ設備の積極的導入 ③運転管理での省エネ化 ④低公害車への更新 ⑤公共施設等の緑化

(2) 日常の事務・事業に関する取組み

① 電気・燃料使用量の削減

ア 空調

- ・事務室、会議室等の空調使用にあたっては、推奨温度（暖房：室温 20℃、冷房：室温 28℃）を目安とします。
- ・夏冬の勤務には、クールビズ、ウォームビズを実施します。
- ・冷暖房の運転時間は原則として毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分とします。
- ・カーテン、ブラインド等を活用し冷暖房の効率を高めます。

イ 照明

- ・昼休みや終業後は不要な照明を消灯します。
- ・トイレ、会議室、給湯室等は使用時のみ点灯します。
- ・一定の明るさが確保できる場合は、部分照明や照明の間引きを行います。
- ・残業時等は不要な照明を消灯し、部分照明に努めます。
- ・屋外照明の適切な点灯時間を検討し、点灯時間の短縮を図ります。

ウ 家電 OA 機器

- ・各自のパソコンは省エネモードに設定します。
- ・OA 機器、コピー機等の事務機器は、節電待機モードへの切り替えに努めます。
- ・長期間使用を停止する際には、主電源を切る又はコンセントを抜くなどし、待機電力の抑制に努めます。
- ・電気ポットは保温性の高い機種を利用し、節電に努めます。
- ・冷蔵庫の使用は、温度調整により節電に努めます。

エ 公用車

- ・近距離の移動は徒歩、自転車を使用し、走行距離の低減に努めます。
- ・管外出張等で公共交通機関の利用が可能な場合は、積極的な利用に努めます。
- ・駐停車の際にはアイドリングストップを励行し、急発進、急停止を抑制したエコドライブに努めます。
- ・過度のエアコン利用は控えます。
- ・車内を常に整理整頓し、不用なものは積載しません。
- ・走行前の点検や走行距離等の記録整理を実施し、車両の整備や管理を行います。

オ その他

- ・階段の利用に努め、エレベーターの使用を抑制します。
- ・ノー残業デーの徹底により、時間外勤務の削減に努めます。
- ・ポスターや庁内掲示板等により省エネ行動の徹底を定期的に呼びかけます。

② 省資源・リサイクルの推進

ア 紙の節約

- ・両面印刷の徹底、集約印刷の活用などにより用紙の枚数を削減します。
- ・支障のないものは、使用済み用紙の裏面を利用します。
- ・文書管理システム、庁内掲示板、電子メール等を活用し、資料の電子化に努めます。

イ 廃棄物の削減、リサイクル推進

- ・3R（リデュース・リユース・リサイクル）運動を啓発し、廃棄物の削減、リサイクルに努めます。
- ・マイバック・マイボトル・マイ箸等の利用を促進し、ごみの減量化を図ります。
- ・分別ボックスを設置し、リサイクル回収を徹底します。（ビン、缶、ペットボトル、廃プラスチック容器包装、段ボール、古紙等）
- ・庁内の文書交換に使用済み封筒を利用します。

- ・不要になった備品は、他課と調整し再利用します。
- ・ファイル、フォルダーは繰り返し使用します。

ウ 水道使用量の節減

- ・食器洗い、湯沸しでの節水に努めます。
- ・常に節水を心がけ、手洗いは必要最低限の水で行います。
- ・水洗トイレの無駄な水は流しません。

③ グリーン購入の推進

ア 再生品再生材使用の物品の優先使用

- ・事務用紙は、古紙配合率 70%以上のものを使用します。
- ・コピー機、プリンターのトナーカートリッジは、再生品を使用します。
- ・再生材を用いた事務用品等を使用します。

イ 環境に配慮した物品の率先購入

- ・事務物品は、エコマーク、グリーンマーク商品を優先購入します。
- ・詰め替え可能製品を使用し、使い捨て製品等の購入は極力控えます。
- ・グリーン購入方針に基づき、環境配慮物品の購入割合の把握に努めます。
- ・公用車は、低公害車・電動車（EV・HV・PHV等）の導入に努めます。

④ イベント等における環境配慮

- ・配布物、販売物の過剰包装を抑え、廃棄物の抑制に努めます。
- ・再生材を積極的に利用し、そのことを来場者に周知啓蒙します。
- ・分別ごみ箱を設置し、廃棄物の再資源化に努めます。
- ・会場までの公共交通機関の確保や、利用経路の周知、駐輪場の設置等に努めます。

(3) **施設整備に関する取組み**

① 施設の新設・更新時の省エネルギー改修

- ・市役所庁舎をはじめとする公共施設を対象に、ESCO 事業や省エネ診断の実施など、先進取り組み事例を参考としつつ検討します。
- ・施設の新増設や改修に際しては、ZEB 化、省エネ設計、太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入、雨水処理水の有効利用を図るなど、温室効果ガス削減に資する設備を取り入れます。

② 省エネ・再生可能エネ設備の積極的導入

- ・施設改修や設備更新時には、再生可能エネルギー設備及びLED照明等の省エネルギー設備について、積極的な導入に努めます。
- ・空調設備の更新導入時には、コジェネレーション等のエネルギー消費効率の高い機器の導入に努めます。
- ・照明、避難誘導灯には、人感センサー、自動照度調節、インバータ制御機器などの省エネ型照明機器の導入を推進するとともに、消費電力の少ないLED照明の導入に努めます。
- ・市内の街路灯をLED照明や省エネ型照明機器に交換します。

③ 運転管理での省エネ化

- ・空調、ポンプ、ボイラー等について、運転管理手順を見直し、省エネ化に向けた改善を行います。

④ 低公害車への更新

- ・公用車を新規導入または代替導入する場合は、低公害車・電動車（EV・HV・PHV等）の導入に努めます。

⑤ 公共施設等の緑化

- ・公共施設や街路における緑化を推進します。

第4章 計画の推進と進捗管理

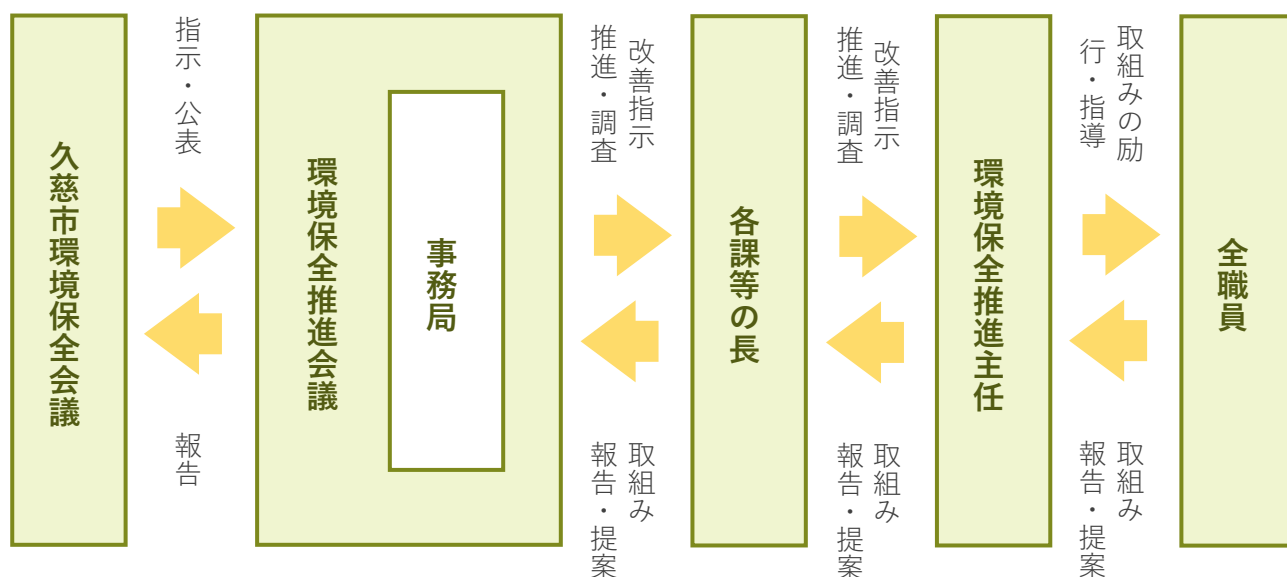
1 推進体制

本計画の推進体制及び役割分担は図表4-1及び4-2のとおりです。

各組織等の役割

組織・役職等	役割
久慈市環境保全会議 (庁議)	実行計画の策定・見直し、公表等について最終決定をします。
環境保全推進会議 (幹事課長)	基準年度に対する実行計画の成果についての評価と、実行計画の見直しを行います。本会議の検討結果は、部課長会議で周知し、実行計画の推進・点検体制の徹底をさらに図ります。
各課等の長	各課又は施設における計画の実施、点検、改善指示を行うほか、環境保全推進主任の指名を行います。
環境保全推進主任 (各係長)	各係において本計画の取り組み内容について職員等へ周知を図り、取り組みの推進を行います。また、取り組みの実施状況や提案について取りまとめ、所定の様式を作成し事務局へ報告します。
全職員	実行計画の内容を十分に理解し、省エネ行動に取り組みます。
事務局 (港湾エネルギー推進課)	環境保全推進主任と連絡を密にし、実行計画の円滑な推進を図るとともに、職員に対する研修の機会の提供や情報提供等を行います。また、各組織、施設の燃料等使用実績、二酸化炭素の排出量の取りまとめ、対策の推進状況を把握するとともに評価結果の定期的な公表を行います。

推進体制図



2 進捗管理

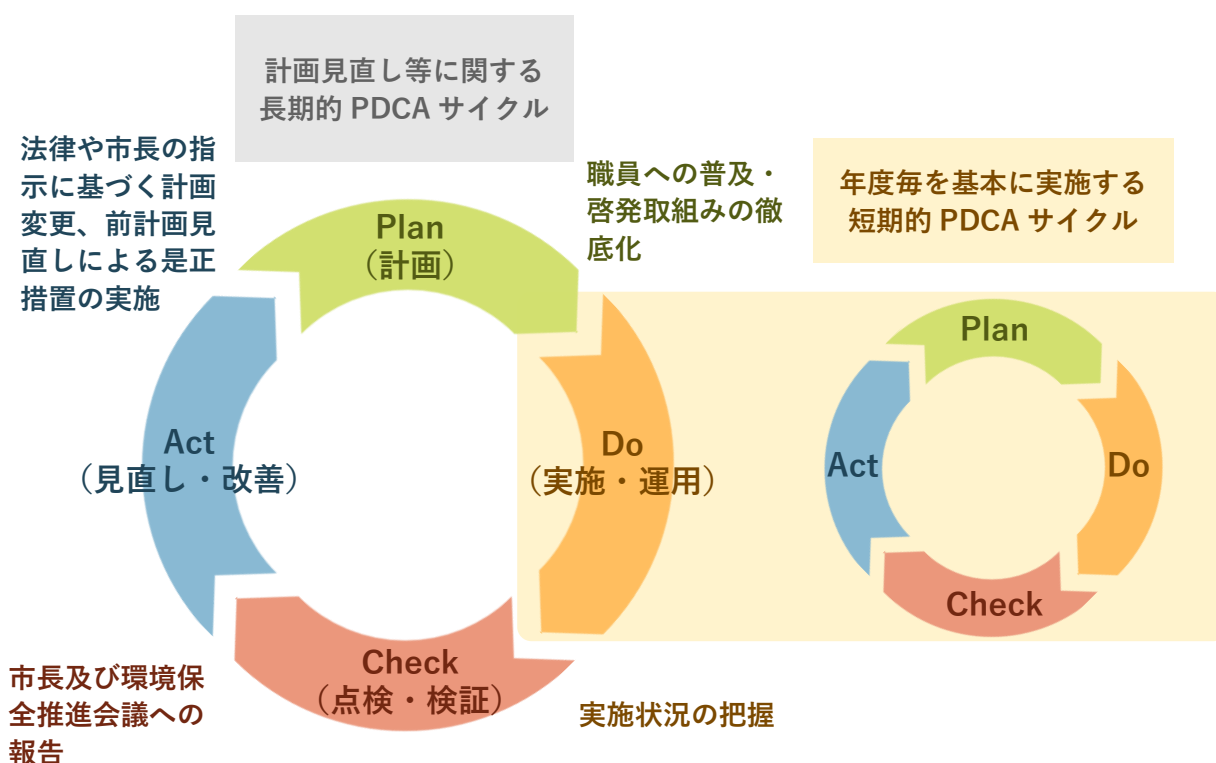
(1) PDCA サイクル

進捗管理は、PDCA サイクル〔計画（Plan）⇒実行（Do）⇒点検・評価（Check）⇒改善（Action）〕の4段階に従って行います。

計画全体の見直し等に係る長期的なサイクルは5年毎を基本とし、国の掲げる目標や社会情勢等の変化、関連計画の更新等を踏まえ、計画の見直し等を行います。

短期的なサイクルは年度毎を基本とし、各部署や施設ごとに個別の課題や状況を判断しつつ、推進体制の強化及び地球温暖化対策に資する取組みを的確にかつ着実に実行するように多層的にPDCA サイクルを実施していきます。

PDCA サイクルによる進捗管理



(2) 点検・評価・公表

事務局は、各課・施設から取組みの実施状況を収集するとともに、エネルギー使用量等のデータから温室効果ガスの排出量を算出します。

この結果に基づき、「環境保全推進会議」は点検・評価を行い、必要に応じて各部門に対して改善措置を指示します。また、集約した結果は、環境保全会議へ報告します。

市長は、必要に応じて計画変更や是正措置の実施を事務局へ指示し、年度毎に温室効果ガス排出量及び取組みの実施状況等を公表します。